

女性活躍推進法第19条第6項に基づく特定事業主行動計画の実施状況の公表

公表日:令和6年7月29日

数値の対象年度:令和5年度又は令和6年4月1日

1 継続就業及び仕事と家庭の両立における課題に向けた取組(%)

	R3年度	R4年度	R5年度
(1)男性職員の育児休業の取得率を30%以上にする	26.9	33.3	63.6
(2)配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率を100%にする	38.5	50.0	40.9

2 配置・育成・教育訓練及び評価・登用における課題に向けた取組(%)

	R3年度	R4年度	R5年度
(1)一般行政職については、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合を10%以上にする	12.9	12.9	13.3
(2)一般行政職については、課長補佐級の女性職員の割合を20%以上にする	19.2	19.8	19.5